

(センター提出用)

## 確 約 書

私は、公益社団法人飯能市シルバー人材センターに入会並びに就業するにあたり、下記の確約事項を承諾します。

令和 年 月 日

公益社団法人飯能市シルバー人材センター理事長 様

住 所  
氏 名

印

※確約事項を承諾した場合は、本人承諾欄に「○」を付けてください。

番号	確 約 事 項	本 人 承 諾 欄
1	会員は、センターの理念に賛同した飯能市に居住する者で、健康で働く意欲のある方になります。	
2	埼玉県暴力団排除条例第2条に該当する者は入会できません。	
3	センターの仕事は、臨時的かつ短期的であるため、定期的かつ高収入は望めません。	
4	センターの仕事は、日々変動があるため少ないことがあります。また、数か月仕事がないこともあります。	
5	健康管理には、十分留意されていると思いますが、仕事に影響を及ぼす病気になった場合は、直ちに事務局に報告してください。	
6	センター主催の総会、研修会、行事、ボランティア等の活動には積極的に参加してください。	
7	就業中又は就業途上のケガや事故についての治療費は原則自己負担になります。団体傷害保険に加入していますが保険金はお見舞い程度です。(雇用関係がないため労災保険の適用にはなりません。)	
8	就業中の事故により相手に損害を与えた場合は、故意でなければ損害額1万円を超えた額については賠償責任保険で対応します。ただし、損害額1万円までは、自己負担分として会員が負担します。	
9	恒常的に事務局が提供する仕事を受けられない場合には、退会していただくことがあります。	
10	就業中又は昼休等の飲酒、酒気帯び状態で就業している会員は、退会していただきます。	
11	一つの就業場所で他の会員と一緒に仕事をする機会が多いですが、組織を乱す行為をせず、共に助け合いかながら仕事をしてください。仲間づくりも当センターの目的の一つです。	
12	就業先から事務局に作業時間の変更、作業指導、工程組替及び日程変更等の連絡があった場合は、事務局からの申し出に必ず従ってください。	
13	一時的な感情により、就業先に文句や作業拒否等、正当な理由もなく迷惑をかけたり、センターや他の会員の名誉を失墜するような行為をした場合には、退会していただくことになります。	
14	正当な理由もなく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないときは退会とみなします。 ※会費は毎年、年度当初に納めていただきますので忘れずにお願いします。	
15	入会申込書に記載した個人情報は、当センターが個人情報保護方針に従い使用することに同意します。	

### 【退会の手続きについて】

病気、転居、就職、家庭の都合等で退会しようとする場合には、必ず事務局に申し出てください。  
退会届を提出していただいた後に退会となります。